

【資料１】委員名簿および設置要綱

函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会 委員名簿

NO.	選出 区分	所属・役職	氏名
1	学 識 経 験 者	函館大谷短期大学 教授	渡谷 能孝
2		公立大学法人公立はこだて未来大学 准教授	南部 美砂子
3		独立行政法人 国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 准教授	菊池 幸恵
4	関 係 団 体	公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会函館支部 総務・財務委員長	竹内 優之
5		一般社団法人 北海道建築士会函館支部 常任理事	末吉 勇介
6		函館市民生児童委員連合会 副会長	三浦 由貴子
7		函館市 地域包括支援センター連絡協議会 幹事	佐々木 康寛
8	公募による 市民		清水 宏行

函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 住宅政策上の諸課題に適切に対応した住宅施策の推進に資するため、函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体
- (3) 公募による市民

（任期等）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事業があると委員長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、書面または電磁的記録により意見書の提出があった場合に限り、委員長の決定をもって会議の議事に代えることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市建設部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。